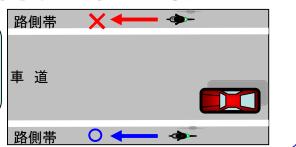
## 道路交通法次正平成25年12月1日施行

) ~自転車の通行方法(路側帯)に係る規定~

路側帯の双方向通行が禁止に進路左側の路側帯が通行可

※著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除く



○ ~制動装置不良自転車に係る規定~

## ブレーキのない自転車は 道路では運転禁止!!

停止・検査を拒むと 運行禁止命令を拒むと

プレーキのない車両 制動力が基準に満たない車両



乗車していると

5万円以下の罰金

警察官に

停止を求められる 制動装置の検査を受ける 応急の措置を命ぜられる 車両の運行を禁止される

- 交通の方法に関する教則等~
  - 幼児用座席でのシート ベルト着用を指導
  - ・保険等への加入促進



○ 平成27年6月までに施行予定

一定の危険な違反行為で、2回以上 摘発された自転車運転者に対する「自 転車運転者講習」の受講を命令



愛知県警察